

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	事業の廃止等についての措置命令の規定の準用	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の10	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (事業の廃止等についての措置命令の規定の準用) 第19条の10</p> <p>(略)</p> <p>2 第19条の5の規定は、次の各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適しない産業廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「第19条の3第3号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。）」である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第19条の8において同じ。」とあるのは「第15条の4の4第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去等の措置」とあるのは「産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に従つて当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可 (2) 第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出 (3) 第14条の3の2第1項(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は第2項(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可 (4) 第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項又は第15条の4の4第1項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者 当該認定 (5) 第15条の4の2第3項において準用する第9条の8第9項、第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第10項又は第15条の4の4第3項において準用する第9条の10第7項の規定により第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項又は第15条の4の4第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定 (6) 第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けないで産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者(第14条第1項ただし書若しくは第6項ただし書又は第14条の4第1項ただし書若しくは第6項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁 明</span>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	